

国内経済要録

◇公定歩合の引上げ

7月21日、本行は輸出貿易手形を除く基準割引・貸付利子歩合の日歩1厘引き上げ、輸出貿易手形の割引・貸付利子歩合の日歩1厘引き下げを決定し、7月22日から実施した。

政策委員会議長談話次のとおり。

「最近におけるわが国経済情勢、なかんずく国際収支の推移、設備投資を中心とする国内需要の動向にかんがみ、経済の健全かつ安定的な成長の持続を図るため、本行は輸出貿易手形を除く基準割引・貸付利子歩合を日歩1厘引き上げ、輸出貿易手形の割引・貸付利子歩合を日歩1厘引き下げ、7月22日から実施することとした。

各界においては、本措置の趣旨を十分理解され設備投資の抑制ならびに輸出の振興にいっそう協力されることを切に希望する」。

新公定歩合次のとおり。

(1) 商業手形割引歩合

……日歩1錢9厘（年利6.935%）

(2) 輸出貿易手形割引歩合

……日歩1錢2厘（年利4.380%）

(3) 輸出貿易手形を担保とする貸付利子歩合

……日歩1錢3厘以上（年利4.745%以上）

(4) 輸入貿易手形を担保とする貸付利子歩合

……日歩1錢9厘以上（年利6.935%以上）

(5) 国債またはとくに指定する地方債、社債その他の債券を担保とする貸付利子歩合

……日歩2錢以上（年利7.300%以上）

(6) その他のものを担保とする貸付利子歩合

……日歩2錢1厘以上（年利7.665%以上）

(7) 当座貸越利子歩合

……日歩2錢2厘（年利8.030%）

◇銀行券発行限度の引上げ

政府は、最近における日本銀行券の発行高の趨勢および今年度を通ずる経済情勢の見通しなどを考慮して、銀行券の発行限度を現行9,500億円（昭和35年7月1日改訂）から1兆1,500億円に引き上げ、6月7日から実施した。

◇綿花借款の受け入れを東京銀行に移換

ワシントン輸出入銀行からの綿花借款は、従来本行が

受け入れ主体となってきたが、最近の貿易・為替自由化の進展にかんがみ本年度からはこれを市中ベースに移換し、東京銀行がこれを受け入れて他の日本側甲種為替銀行11行へ転貸する方式をとることとなった。なお、本行がこれまで受け入れてきた綿花借款は、昭和26年以降10回にわたり、総額510百万ドル（このほか32年8月締結のワシントン輸銀による農産物借款の綿花分50百万ドルがある）に上る。

ちなみに、本年度の綿花借款（第11次分）については、6月28日東京銀行とワシントン輸銀との間で次の条件により正式調印が行なわれた。

金額60百万ドル、金利年4.125%、期間12か月

◇対米債務の覚え書き仮調印

6月10日、ガリオア・エロア対米債務の返済に関する日米覚え書きが仮調印された。おもな内容は次のとおり。

(1) 日本は、米国の戦後対日経済援助の最終的処理として4億9,000万ドルを支払う。返済期限は15年、金利は年2.5%。

(2) 返済金の使途については、米国における国内立法措置を経ることを条件として、①大部分を低開発諸国に対する経済援助、とくに東南アジア諸国への開発に振り向け、②一部を日米両国間の教育交換計画に使用すること。

◇貿易・為替の自由化進展

1. 輸入自由化品目の拡大

政府は、自由化推進の趣旨から、6月1日、普通鋼鋼材、非鉄、金属雑貨、タール中間製品など128品目をA A制（自動承認制）品目に加え、さらに7月1日からは、大豆、精製ラード（いずれも従来は対ドル差別品目）など8品目を完全にA A制に、またインスタント・コーヒーなど3品目をA F A制（自動割当制）に移行した。この結果、対ドル差別品目は皆無となり、また自由化率は65%へ上昇（5月現在62%）した。

2. 非居住者の投資制限緩和

政府は、5月に実施した社債、株式などの元本回収制限の緩和に続き、非居住者が外貨で取得した指定金銭信託合同運用、金融債、政府短期証券などの元本回収制限も緩和することとし、6月27日から実施した。その骨子

は、①指定金銭信託合同運用、利付金融債などの元本は株式、社債の元本並みに取得後2年経過すれば外貨送金を認める。②政府短期証券、割引金融債の元本は満期償還の場合（前者は60日、後者は1年）に限り、外貨送金を認めるなど。

◇農業基本法成立

6月12日、標記の法律が成立した。これは、最近における農業およびこれを取り巻く条件の変化に応じて農業の発展と農業従事者の地位の向上を図るため、農業政策の目標ないし基本的な方針を明示し、その実施を国に義務づけたもの。その概要次のとおり。

- (1) 農政の目標は、農業の自然的・経済的・社会的制約による不利を補正し、生産性および生活水準における非農業との格差を是正するよう、生産性の向上を図ること。
- (2) これを実現するため、国は①生産の選択的拡大、②生産性の向上と農業総生産の増大、③農地保有の合理化および農業経営の近代化、④加工、流通の合理化などの諸施策を講じなければならない。

◇投資信託制度の改正

大蔵省では、投資協会作成にかかる投信制度合理化案を検討中であったが、5月30日付けでこれを了承し、6月1日から逐次実施に移さることとした。今回の改正は、①受益者保護に重点をおき、現行制度の不合理な点を是正するとともに、②投信業務の完全分離を徹底させ、証券市場の健全な育成ならびに発展を図ることをおもな趣旨としている。改正の要点は次のとおり。

- (1) 従来単位型は募集手数料を徵求していなかったが、今後募集の際1口（5,000円）当り250円を徵求

する。

- (2) 信託報酬を引き下げる（現行料率 $\frac{18}{1,000}$ を $\frac{7}{1,000}$ 程度に）。
- (3) 収益分配方式を改訂し、単位型については収益分配金はインカム・ゲイン（配当、利子などの収入）を中心に行なうことを明確化し、追加型については株価変動準備金を創設する。
- (4) 信託財産への株式組入れについては、各社ごとに、全信託財産（株式投信分のみ）を通じて、1会社の発行済株式総数の2割をこえる保有を禁止。
- (5) 信託財産相互間の株式売買（いわゆる「ころがし」）は一定の売買基準によらなければ売買できない。

◇証券取引審議会、集団的店頭取引の組織化について答申

証券取引審議会は、6月7日大蔵大臣に対し「集団的店頭取引の組織化について」の答申を行なった。その結論の部分次のとおり。

- (1) 集団的店頭取引の組織化にあたって、別個の取引所を設置するかどうかについては、将来、証券取引所制度全般について審議する際再検討する。
- (2) 当面の措置としては、組織化を急ぐ必要があるため、現在の証券取引所に第2市場部ともいるべきものを設置する。
- (3) 政府および関係者は、組織化にあたっての基本的要件（本答申書において検討を加えている）に配慮しつつ、現在の集団的店頭取引を正規の市場取引として組織化するため、現行法のもとですみやかに具体的措置を講ずる。